## 盛岡広域振興局長告示第11号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年3月18日

盛岡広域振興局長 高 橋 達 也

- 1(1) 道路の種類 県道
  - (2) 路線名 紫波雫石線
  - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町大字西安庭第27地割字上野屋敷23番5地先か	新	m	m
ら23番1地先まで		15. 7~33. 7	31.6
	旧	12. 4~33. 7	31.6

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
  - イ 期間 令和4年3月18日から同年4月18日まで
- 2(1) 道路の種類 県道
  - (2) 路線名 紫波雫石線
  - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町大字西安庭第27地割字上野屋敷18番地先から	新	m	m
15番地先まで		19.8~32.2	56. 5
	旧	19.8~28.8	56. 5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
  - イ 期間 令和4年3月18日から同年4月18日まで
- 3(1) 道路の種類 県道
  - (2) 路線名 紫波雫石線
  - (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町大字西安庭第14地割字長谷地45番8地先内	新	m	m
		15. 1~15. 3	15. 2
	旧	14. 3∼15. 1	15. 2

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
  - イ 期間 令和4年3月18日から同年4月18日まで